

明治初期宮城県の女子教育と（初代）朴沢三代治

千葉 昌 弘

— 目 次 —

- I 明治初期宮城県における女子教育の不振
 - II 宮城県における裁縫教育の開始
 - III 宮城県における私塾開設の動向
 - IV 朴沢三代治による松操私塾の設立
 - V 女子教育の先覚者・一斉教授法の開発者としての朴沢三代治
- 註

I 明治初期宮城県における女子教育の不振

わが国における近代学校教育の創始は、明治5年（1872）の「学制」頒布にその起点を求めることができる。その「学制」頒布の太政官布告文（被仰出書）の一節に、

「自今以後一般の人民華士族農工商及婦子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるへからざるものなり、高上の学に至ては其人の材能に任かすといへとも幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事¹⁾」

と述べて教育における四民平等・男女無差別就学が標榜された。

周知の如く、江戸時代の教育は、領主権力を頂点として構成される封建的身分関係に依拠して成立しており、士農工商という身分的序列と家父長権を絶対とする家族制度との二重の制約の下で女性の社会的地位は極度に低く、ために教育の機会は、極く少数の上流富裕階級の婦女子に与えられていたとはいえ、一般庶民の婦女子の場合はほとんどなかったといつてよいであろう。わずかに寺子屋等の庶民教育機関において、読み書きの初歩と、技芸・手芸・礼法など

を与えられる程度であった。²⁾ この意味で上述の太政官布告にみられるように、初等教育に限られたとはいえ女子に教育の機会を男子と平等に解放されることが権力者の意思として表明されたことは極めて画期的な事柄であったといえよう。

しかし、かかる「学制」の四民平等・男女無差別就学の原則にもかかわらず、現実には教育の機会をめぐる身分的差別、男女差別は「学制」以後も存続したのである。³⁾ たとえば、現象的側面の分析に止るが、就学をめぐる男女格差を就学率によってみてみよう。表1、表2は就学状況の男女格差を全国及び宮城県の場合について表示したものである。

表1 全国就学率の推移（明6～明12）（%）

	男	女	平均
明6	39.90	15.14	28.13
7	46.17	17.22	32.30
8	50.80	18.72	35.43
9	54.16	21.03	38.32
10	55.97	22.48	39.88
11	57.59	23.51	41.26
12	58.21	22.59	41.16

注) 『文部省年報』(各年度)より作成

表2 就学状況(明6~明12)宮城県

	学令児童	就学児童	就学率(%)
明 6 (1873)	(男) 33962 (女) 28762 (計) 62724	17274 3233 20507	50.86 11.24 32.60
明 7 (1874)	(男) 34329 (女) 28200 (計) 62529	18560 3562 22123	54.07 12.63 35.00
明 8 (1875)	(男) 54895 (女) 50302 (計)105197	35808 6786 42594	65.23 13.49 40.00
明 9 (1876)	(男) 51251 (女) 42619 (計) 93870	30339 3401 33740	59.20 7.98 35.80
明 10 (1877)	(男) 51143 (女) 46594 (計) 97737	31190 3866 35056	60.99 8.30 35.70
明 11 (1878)	(男) 56494 (女) 46582 (計)103076	32628 4200 36828	57.75 9.20 35.80
明 12 (1879)	(男) 56072 (女) 50187 (計)106259	31851 4945 36796	56.80 9.85 34.50

注)『文部省年報』(各年度)より作成

上表によって就学をめぐる男女格差が存続していたことが判明しよう。より具体的な状況を示しておこう。表3は宮城県の仙台と柴田郡の謂わば「都邑」を代表する小学校の在籍生徒数を男女別に示したものである。

この表によって指摘しうることは、都市部の小学校には比較的女子も多く就学していたが郡部の小学校では極く少数であり、皆無の学校も存在したことである。ちなみに女子就学の皆無な小学校数を列举すると、明治7年226校中の33校、明治8年226校中の36校、明治9年354校中の89校、そして明治10年には355校中の90校が女子就学生徒を持たぬ小学校であった⁴⁾。その数が年次の進むにつれて増加の傾向を辿ったのである。

こうした就学をめぐる地域的格差・性別格差は全国的にも共通した現象であるが、女子の就

表3 宮城県下小学校在籍生徒数(明治7年~明治10年)

小学校名	年度		明治7年		明治8年		明治9年		明治10年	
	男女	男女	男	女	男	女	男	女	男	女
仙 台 区	三百人町		284	183	284	150	93	29	134	61
	東二番丁		47	109	428	41	248	47	297	53
	大仏前		396	302	376	292	168	86	188	62
	北六番丁		366	245	345	177	262	113	298	143
	片平丁		531	95	205	153	131	21	161	22
	南材木町		292	197	438	93	120	33	137	38
柴 田 郡	立町		259	196	278	180	170	82	187	99
	大河原		158	18	168	18	97	15	97	18
	小泉		94	5	165	4	145	4	169	4
	小山田		88	13	105	13	74	9	104	13
	中名生		99	0	98	9	92	3	55	0
	船岡		112	23	137	8	129	22	111	35
	槻木		105	8	115	15	106	11	74	8
	入間田		113	3	121	4	88	4	104	0

注)『文部省年報』(各年度)より作成

学が低調であった地方ほど就学率が低率であるという相関関係がみられる。具体的に示すと表4及び表5の如くである。

表4 大学区別就学率(明治11年)(%)

	女子就学率	順位	平均就学率	順位
第一大学区	30.86	2	47.77	2
第二大学区	34.83	1	51.02	1
第三大学区	28.63	3	43.47	3
第四大学区	17.75	5	35.15	5
第五大学区	13.70	6	31.97	7
第六大学区	19.63	4	42.22	4
第七大学区	12.30	7	34.73	6

注)『文部省第6年報』より作成

表4・表5をみると、全国的状況ではその順位が第5大学区と第7大学区が入れかわっているほかは女子就学率と平均就学率の順位が全く同一であり、このことから女子就学がその地方の全般的な就学状況を決定する重要な要素になっていたといえる。⁵⁾ 従って当面不就業女子をいかにして就学させるか、という問題が文部当局並びに地方学務当局にとっての緊急且つ最大

表5 東北地方各県就学率（明11年）（％）

		女子就学率	順位	平均就学率	順位
宮	城	9.02	4	35.8	4
福	島	21.13	1	44.1	1
秋	田	5.64	6	25.7	6
青	森	6.60	5	26.5	5
岩	手	16.17	2	37.9	2
山	形	13.04	3	37.2	3

注) 拙稿「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界」(『秋田県教育史研究』(第7号) p. 41

の課題となっていたと推察されるのである。

ところで女子就学不調の原因として考えられるのは、第一には封建的な女性観を払拭しきれない時代状況にあったこと、第二には教育の機会をめぐる男女平等の教育観が未成熟であったこと、第三には当時の地域経済・家庭経済の窮乏状況が、学令児童を家事労働あるいは子守奉行のかたちでの労働力として期待されていたこと、第四には教育内容の非実用的性格、等々を不就学の原因としてあげることができる。⁶⁾ 特に第三第四の原因は女子不就学を考える際、あるいはその後の女子教育の発展との関連において重要である。この点に関し、明治10年12月提出の秋田県学事巡視功程の中で、文部権大書記官中島永元は次のように述べている。

「人口稠密ノ都邑ニハ一ニ女学校アリト雖モ僻数ノ地ニ至リテハ女生徒アル学校ヲ見ルコト甚ナリ。然リト雖此ノ如ク女子就学ノ寥寥タルハ単ニ人心ノ蒙昧ニシテ教育ノ何物タルカヲ弁知セサル故ノミニアラズ。或ハ学則ノ民情ニ適切ナラサルニ因ルモ其校ニ於テ小学教則中ニ裁縫ノ課目ナキヲ以テ仮令算術読書ノミニ通スルモ嫁後一家ヲ經理スル術ニ迂遠ナレバ、小学ニ入ラシメシヨリ寧ロ父母ノ傍ニアリテ裁縫ヲ学ハシムルニ如カズト言エル如キモノアリテ其ノ女子ヲシテ学ニ就カシメザルヲ以テナリ……此地ノ士族ハ女子ノ学ニ就クヲ好マサルニアラカレトモ……男校ニ女子ヲ雑ヘテ教育セサルヤト嘆ク又士族ハ士族ノ風アレハ其女子ヲ男女混交ノ学校ニ出席セシムルヲ好マス女子教育ヲ排斥スル……」⁷⁾

ここには封建的教育観が女子教育を排除していた事情が述べられるとともに、女子にとって必要な教育内容として「裁縫」科導入の要求が

父兄の側からあったことが述べられている。生産機構の未発達と家族・家庭観の後進性が家庭的技術としての裁縫学習に対する要望を生みだしていたといえよう。例えば以下に引くのは宮城県学事年報の一節である。

「郷村ノ習慣タル十余才ニシテ始メテ学ニ就カシメ未タ下等小学ヲ卒ヘスニテ退校セシムルモ多ク督励其方ヲ尽スト雖トモ其状勢俄カニ改ムヘカラサルモノアリ、……授業課目ニ算算ヲ加ヘ又女子ハ裁縫科ヲ加ヘンコトヲ欲スルモノ多シ」⁸⁾

女子就学の不調という事態の中で裁縫科設置の要求はかなり広範にみられたといえる。

かくて明治10年を前後して全国各地で女兒小学の設立、あるいは女紅学校・女工学校・女紅場等の設置⁹⁾ という事態が生ずるとともに教則を改定して女子の為に裁縫科を設ける府県が増加する傾向を呈し始めるのである。

II 宮城県における裁縫教育の開始

明治5年の「学制」は小学校に関し次のように規定した。

「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハシムルハアルベカラサルモノトス、之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ。然モ之ヲ小学ト称ス。即チ尋常小学 女児小学 村落小学 貧人小学 小学私塾 幼稚小学 ナリ」¹⁰⁾ (傍点筆者)

つまり尋常小学と別に女子のための独立した小学校として女児小学の存在を認めたのである。そしてその女児小学は「尋常小学教科ノ外ニ女子ニ手芸ヲ教フ」る教育機関として性格づけられたのである。当時の「手芸」は女児小学教則によれば「裁縫ヲ専ラニスト雖トモ旁ラ行儀作法ヲ教フヘシ」とあることから考慮して、かなり漠然とした裁縫を主とした「女の手芸」一般、あるいは家庭（家事）教育に関する教科を示すものであったといえよう。¹¹⁾

この「手芸」教育の中でも特に裁縫科がまず女子教育の中心的な教育内容として取り上げられてくる。

宮城県において「裁縫」教育が開始されたのは、明治9年(1876)6月以降のことである。その最初は培根小学校(仙台木町通)における

裁縫科設置であった。即ち明治9年6月、培根小学校三等訓導若生精一郎は学区取締等と連名で当時の県権令宮城時亮に対し以下に紹介する建言書を提出した。

培根小学校へ裁縫科仮教則ヲ設ケ度願書¹²⁾
女兒ノ教育ニ裁縫ノ科ヲ設クル適切ノ義ニ可有尤学
制第廿六章ニモ女兒小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女兒
ノ手芸ヲ教フル明文モ有之候ニ付、依テ当時助教ノ
新妻龍代ニ命シ各級ノ女生徒十才以上ノ者ヲ択ヒ正
課ノ外聊カ裁縫ノ端緒ヲ授ケシ度ク処右教則無之候
テハ授業ノ手続差支ルニ付先ツ当校尤別冊ノ教則ヲ
設ケ当分試ニ施行致度候間御詮ギノ上御指令被成下
度奉願候 以上

明治九年六月

培根小学校 三等訓導 若生精一郎[㊦]
学区取締 富田 協平[㊦]
区長学区取締兼務 氏家 次章[㊦]

宮城県権令 宮城時亮殿

裁縫科仮規則

- 一、科目ヲ六級ニ分ツ、毎級五ヶ月間習業ト定ム。
 (但シ期月ハ生徒該芸随否ニヨリテ伸縮増減モ
 有ルヘシ)
- 一、習業ノ時間ハ一日二時間ト定メ正課時間ノ後ニ
 置クヘシ。(但シ正課ヲ縮メテ四時間トス)
- 一、該科ヲ授クル必ス満十才以上ノ者トス。
- 一、課目中要処ヲ授クル必ス懇切ニロ授スヘシ。
- 一、毎級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ落第ノ者
 ハ原級ニ止ムルヲ法トス。
- 一、教場ハ本来ノ教場ヲ用フ(机並椅子共)別ニ教
 場ヲ設クルヲ要セス。(但シ正課時間ノ後ニ在
 レハ教テ妨ナシ亦机並椅子ヲ用フル西洋各国ノ
 風ニ倣フ。)
- 一、教師ハ当分当校助教新妻龍代ヲ用フ給料ハ受業
 料ノ内ヨリ一円ヲ増加ス。(但シ他日盛大ニ至
 ル専務ノ教員ヲ択ハサルヲ得ス。)
- 一、器械器具ハ生徒各携フ者トシ予メ設クルヲ要セ
 ス。

課 目

- 第六級 鍼ハコビ、解キ物
- 第五級 木綿単衣ノ背脇縫方
- 第四級 木綿単衣総仕上げ
- 第三級 木綿衿 並ニ木綿ノ縫ヒ方

- 第二級 木綿絮入並袖物ヲ縫ハシム
- 第一級 絹糸絮入ノ類并袴帯等縫ヒ方

若生等はこの裁縫科設置上申の実現を迫って更に同年9月同趣旨の講願書を提出した。その一節において若生は「貧家糊口ニ苦シム幼若ノ女子ノ如キハ惟学ニ就ク能ハザルノミナラズ他ノ家ニ雇ハレテ子守ト称シ終日人ノ嬰兒ヲ背ニシテ無伎文盲ヲ長スル」学令女子が多数無教育に放置されている状況を把えて、そのような女子が「志願次第其兒ヲ負ヒタル儘無月謝テ」就学することのできる「裁縫科」の設置の必要を説き、併せてその「裁縫科」において「育児法、養生法、或ハ珠算、帳合法、又ハ簡略ナル日语文等」の教授を実施すべきであると述べている。¹³⁾

若生において「裁縫科」の設置は、単にそこにおいて「裁縫」術の伝授を行なうものとしてにとどまらず、女性としての基礎的実用的教養と技能を与える場として構想されていたのである。

結局若生等の裁縫科設置の上申は、県当局の認可によって実現する。そしてこの培根小学校における裁縫科設置が契機となって県内各地の小学校において裁縫科設置の動きが広範にみられるようになったのである。

「琢玉小学校ハ最モ早く女生徒ノ為ニ裁縫科ヲ設クルコトニ着手現ニ裁縫教授ノ為ニ男子一名女子三名ノ教員ヲ置クナリ故ニ女生徒多ク且手芸ニ習熟シテ頗ル奇巧ヲ得タリ此他増田駅ノ小学校黒川郡新町富谷小学校玉造郡岩出山諄誘小学校等ニ於テモ盛ニ裁縫ノ科ヲ授ケリ」¹⁴⁾

こうした裁縫科設置の動きが活発化をみせる中で県当局は裁縫科仮規則を布達する。明治10年(1877)7月のことである。裁縫教育に対する県当局の積極的な方針を示すものであろう。先に紹介した培根小学校における裁縫教育の内容との比較をみるためにその規則の全文を引用しておきたい。

裁縫科仮規則(明治10年7月27日布達)¹⁵⁾

- 一、裁縫科ハ正科女生徒満十才以上ノ者ヲシテ此ニ

入ラシムルヲ法トス

一、科目ヲ分テ八級トシ毎級六ヶ月間ノ修学ト定メ四年ニシテ卒業セシムル者トス

一、毎級ノ終リ試験ヲ経テ昇級セシムヘシ

一、修業ハ一日二時間ト定メ午後二時三十分ヨリ四時三十分ニ至ル

科 目

- 第八級 素縫，一直線縫
- 第七級 単物，木綿小児帯
- 第六級 木綿袷，木綿絮入
- 第五級 洗張，補綴
- 第四級 木綿羽織，夜具
- 第三級 袴絹袖羽織，男女帯
- 第二級 小物絹袖袷，絹袖絮入，帷子
- 第一級 巻物類袷，巻物類絮入，巻物類女帯

この裁縫科仮規則布達の結果，明治10年度中に県下で20校余りの小学校において裁縫科の設置が実施されたのである。特に黒川・加美・桃生・登米・本吉・牡鹿等の郡部僻村において裁縫科設置が盛んであった。¹⁶⁾ 裁縫科設置が女子教育の極度の不振を打開するための一策であったことは否めない。ほぼ時を同じくして仙台師範学校女子師範学科において裁縫教育が開始されることになった。裁縫教員の養成がその主たるねらいであった。

「校内ニ女子師範学校一部ヲ設ケ女子ニシテ教員タルヘキ志願ノ者ヲ養シ生徒一組二十五名ヲ定員ト定メ普通学科ノ外ニ裁縫一科ヲ加ヘ教授ス」¹⁷⁾

この時仙台師範学校に招かれ，裁縫科を担当したのは朴沢三代治である。明治10年8月のことである。朴沢三代治は既に明治8年頃より朴沢塾なる裁縫私塾を開設し，また仙台区内の小学校における裁縫科設置に際しては直接間接に関与し，特に培根小学校に次いで裁縫科を設けた琢玉小学校（立町）にはその高弟星みどりを送り，自らその補佐をしていた。師範学校赴任は仕立師としての技術と裁縫教育の実践者としての経験を認められての抜擢であった。

朴沢三代治は明治11年末までその仙台師範学校裁縫科教師としての地位にあった。松操私塾開設に至る前史として上述した事跡があったこ

とは，今日まであまり正確には知られていない。松操私塾における朴沢三代治の裁縫教育の実践が，いわゆる「朴沢流」として知られるが，その「朴沢流」形成の過程を検討する上で，その前史，特に師範学校における一斉授業の経験は極めて重要な意味をもつものと考えられる。仙台師範学校における裁縫科教育の内容については後述したい。

ところでいわゆる私塾としての松操私塾の存在の特色をより明確にするために，以下に同時代仙台を中心に開設された私塾・家塾の一般的状況をみておきたい。

Ⅲ 宮城県における私塾開設の動向

朴沢三代治によって松操私塾が開設されたのは明治12年（1879）1月のことである。裁縫塾としての松操私塾は，家庭科教育史の専門家によれば「裁縫女学校型の女子教育機関の代表的なもの」¹⁸⁾として高く評価されている。

この私塾のユニークな存在意義をより鮮明にするために，同時代の仙台を中心として開設された私塾・家塾を一瞥しておこう。¹⁹⁾

明治6年以降同12年に至る期間に開設をみた私塾・家塾を年代（開設）順に記すと以下の如くである。

塾名	開設年	場 所	内 容	塾師・教師
英学岡本塾	明6	仙台北荒町	英学	岡本源七
洋算家塾	明7	仙台北一番丁	洋算	柴田清亮・坂本隆定・山内道炳
英学家塾	明7	角田本郷	英学	小々高強
仏蘭西学私塾	明7	仙 台	仏学	下逸郎 小島素
独逸学風松風社塾	明7	仙台東二番丁	独学	
陸地并航海測量家塾	明8	仙台北六番丁		志村晋平 窪田敬輔・プロテラント（仏人）
主心学舎	明11	仙台北二番丁	仏学	
志生家塾	明12	仙台名掛丁	読書術	茂木新九郎
松操私塾	明12	仙台北荒町		朴沢三代治

時代が少し下ると、仙台義塾（明15、仙台大仏前、漢学数学）彫管私塾（明16、仙台、裁縫礼法、志賀知子）それに女紅場（明治14、5年頃、機業・習字・算術、梅津貞範）等がそれぞれ開かれ、特色ある塾教育を行っていた。いわゆる「文明開化」の時代的風潮を背景として「洋学」の必要が叫ばれ、そのための教育についての需要も増大していたためか洋学系私塾が主要なものであったことが窺われる。これらの教育施設は、まさに公教育外のところで、それぞれに独自の方針と内容での教育を通して、公教育学校が果し得なかった教育活動を補完する役割を実際に担って開設されたものといえよう。その多くは短期間に閉鎖され、十分な教育的機能を発揮することなく終わったとはいえ、謂わば中等教育の空白期において設立され、在地の青少年層の知識欲・教育要求を一定程度満たす上で相応の役割をはたしたと思われる。²⁰⁾ ここで洋学系私塾の内容を理解するために、伊具郡角田に設立された英学家塾の開塾願書の一部を紹介しておく。

英学私塾²¹⁾

位置 伊具郡角田本郷小学校構内拝借隈西舎ト号ス
教員履歴

宮城県庁下第一大区小四区一三〇番地

士族 小々高 強

右人 横尾東作ニ従ヒ明治四年七月ヨリ同五年十月迄一年三ヶ月英学研究

豊田成淵ニ従ヒ明治五年七月ヨリ同六年二月迄五ヶ月研究

横山 謙ニ従ヒ明治六年二月ヨリ同年八月マテ七ヶ月研究

学科

習字・綴字・単語・会話・読本・文法・算術・
究理学・史学・化学・経済学・政体学・星学

教則

六級（六ヶ月）二十六母字・数学・語学書（語誦
・訳解）・単語篇会話・綴語集・
加減

五級（同）第一読本・小文法・小地理書・理学初歩・算術乗除

四級（同）第二読本・小文法書・地理書・博物楷

梯・小万国史・分数

三級（同）第三読本・中文法書・中本地理書・中本究理書・中本万国史

二級（同）第四読本・大本地理書・大本究理書・大本万国史・中本各国史・中本経済書・中本化学書・比例

一級（同）大本経済書・大本化学書・政事書・天文書・点

塾則

一、入学入塾ハ毎月木曜日タルヘシ

一、入学入塾望ノ者ハ第一号雛形ノ如ク属籍住所詳ニ記載シ父兄或ハ伍長之ヲ証シテ塾監局ヘ納ムヘシ

一、受業料ハ毎月五日ヲ期シ執事局ヘ納ムヘシ

一、事故アリ退学セント欲スル者ハ父兄或ハ伍長之ヲ証シ塾監局ヘ届ケ許可ヲ受ヘシ

一、午前第九時乃至午後三時ヲ以テ課業ノ時トス

一、毎月小試験シテ生徒業級中ノ甲乙ヲ定メ春秋ニ季大試験シテ等級ヲ定ム

一、毎年第一月十一日開業第十二月二十日ヨリ休業

一、毎月日曜日ヲ以テ休課トス

一、典籍出納ハ毎月金曜日タルヘシ

一、典籍借覧ヲ願フ者ハ第二号雛形ニ従ヒ教員之ヲ証シ典籍局ヘ出スヘシ

一、借覧ノ典籍私ニ転借スルヲ禁ス、但汚損壞等アルニ於テハ相当ノ賠金ヲ納ムヘシ

この英学私塾は明らかに洋学系私塾の典型的なものであり、一種の中等教育機関であったといえよう。英学私塾と称しながら、そこでの教育内容が英学にとどまらず「習字・綴字・単語・読本・算術」等の普通教科を配していたことは、「英学」の基礎教養教育が重要視されていたことを窺わせるものである。この点は仏蘭西学私塾などにおいても同様であった。仙台を中心とする宮城県下に設立された私塾家塾の場合、学令外、既に既に学令を経過した青少年層を対象として再教育を実施する機関としての性格が濃厚であり、その典型的なものとして志生家塾・初心学舎をあげることができるのである。²²⁾

いずれにしても私塾・家塾は洋学系を中心と

して開設されたものが主であり、洋学盛行の時代状況を反映したものがその中心であった。そうした傾向の中で設立された松操私塾は異色の存在であったというべきであろう。それは第一に、女子を対象とした教育機関であったこと、第二には、特殊技能を養成する専門教育機関であったこと、そして第三には、師範学校を模して、つまりそこでの教育を通して裁縫教員を養成することが一つの教育目標になっていたこと等々の点においてである。

Ⅳ 朴沢三代治による松操私塾の設立

松操私塾設立に至る時期までの朴沢三代治の略歴をスケッチしておこう。



朴 沢 三代治 (像)

朴沢三代治は文政4年（1822）5月仙台の本荒町に生れた。その父九左衛門は代々国分侍として禄三十貫を受けた藩士で、その祖先は朴沢村（現宮城県泉市朴沢村）出身、姓はその地名に由来するといわれている。

明治維新を迎えた時、三代治は45才、時勢に

鑑みるところがあって仕立業を開業した。

当時の仕立師は「帯専門」「羽織専門」「無垢専門」「袴専門」「着物専門」等の専門に分れており、朴沢三代治は「袴帯専門」の仕立師として定評のある仕立師匠であった。師匠であったという意味は、彼が余技として弟子をとりその裁縫技術を伝授していたことによる。それが松操私塾の前身ともいべき朴沢塾となったのである。

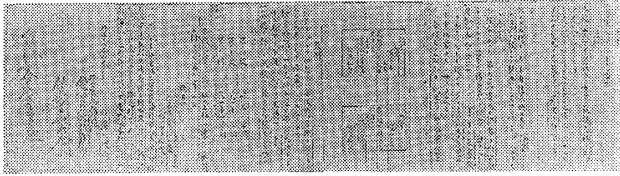
明治10年8月以降は、その仕立師としての技能が認められ仙台師範学校裁縫科教師の職にあった。仙台師範学校は、明治8年3月創設された小学校教員伝習学校がその前身であり、仮教師を再教育して有資格教員とする教員養成機関である。三代治が在職した仙台師範学校女子師範科は、裁縫科担当の女教員を養成することを目的として設立されたものであり、その校則・教則は東京女子師範学校に準拠したものであった。既に述べたところであるが、宮城県当局が公的に「裁縫科仮規則」を制定し、裁縫科教育の実施に積極的な姿勢を示していたことから、裁縫科担当教師の養成が緊要となったと思われる、それが朴沢三代治を採用しての女子師範科の設置の運びとなったともいえよう。朴沢三代治は明治12年1月、即ち松操私塾設立の時点まで仙台師範学校に在職していた。仙台師範学校時代の裁縫教育の実際的経験が、直接間接に松操私塾の教育諸活動に反映したであろうことは当然考え得るところであろう。²³⁾

以上は松操私塾開設に至るまでの朴沢三代治の略歴である。その朴沢三代治が明治12年（1879）1月宮城県令松平正直に対し松操私塾開業願を提出する。創設時の松操私塾の概要を理解するために、その願書の全文を紹介しておこう。

裁縫私塾開業願²⁴⁾

名称 松操私塾
位置 仙台区良覚院丁壱番地
通則

一、本校ハ小学年令以上ノ女子ニ裁縫ノ一科ヲ教



松操私塾開業願文書（明治12年1月27日）

フルタメニ設クルモノナリ

- 一、生徒ハ総テ通学生タルベシ、若シ事情已ヲ得サルモノアレハ其ノ父兄ノ委頼ニヨリ寄宿ヲ許スコトモアルヘシ
- 一、始メテ入校スルモノト雖從來他ニ在テ修業セシモノハ相当ノ級ヨリ習学セシムヘシ必シモ四級ヨリスルヲ要セス
- 一、各級卒業ゴトニ第壹号書式ノ証書ヲ与ヘ全科卒業ノモノニハ第二号書式ノ証書ヲ与フヘシ
- 一、月謝ハ各人ノ貧富ニヨリ差等アリト雖金十銭ヨリ少カラス五十銭ヨリ多カラサルモノト定ム
- 一、年中休業日左ノ如クタルヘシ
孝明天皇御祭日 紀元節 神武天皇御祭日 天長節
十二月廿六日ヨリ一月十日マテ

(一)

証書	年	月	日	裁縫第何級卒業候事	属籍	苗字名
					宮城県仙台区良覚院丁老番地	松操私塾

(二)

証書	年	月	日	裁縫全科卒業候事	属籍	苗字名
					宮城県仙台区良覚院丁老番地	松操私塾

教則

- 一、科目ヲ分チテ四級トス毎級六ヶ月間ノ修業ト定メ二年ニシテ卒業セシムルモノトス
- 一、修業時間ヲ一日五時ト定メ午前九時ヨリ十二時マデ午後三時ヨリ五時マテトス
- 一、毎級ノ終リ試験ヲ経テ昇級セシムヘシ

科目

- 第四級 前一年一学期
- 第三級 前一年二学期
- 第二級 後一年一学期
- 第一級 後一年二学期

毎級ノ細目ハ総テ仙台師範学校ノ教則ニ倣ヒ一モ異ナルコトナシ

教員

宮城県仙台区良覚院丁老番地
仙台師範学校裁縫科教師

朴 沢 三 代 治

私儀明治十年仙台師範学校教師拜令以来余暇ヲ裁縫生徒取扱居候処追々増加致シ候ニ付裁縫私塾開業仕度前書文通諸規則等取調申候間御詮議ノ上御許可被成下度此段奉願候

以 上

明治十二年一月廿七日

朴 沢 三 代 治

学区取締兼仙台区書記 浦 川

仙台区長 松 倉 恂

宮城県令 松平正直殿

結局この私塾開業願は、その願書が提出された2日後の明治12年1月29日付、宮城県学務課五等属首藤陸三名を以って認可となる。²⁵⁾

従って実際の開業は明治12年2月早々のことであったと思われる。時に三代治は57才であった。

上記願書中に松操私塾の「細目ハ総テ仙台師範学校ノ教則ニ倣ヒ一モ異ナルコトナシ」とある。その仙台師範学校女子師範科の諸規則は東京女子師範学校に準拠したものであったことから、その教則中「裁縫」科の内容をみると、「運針法・浴衣胴衣・袴綿入・袴羽織」等であった。仙台師範学校はその後校名を宮城師範学校と改め諸規則の一部を改正しているが、その裁縫科の教則内容は、第一年一期は「運鍼法・単衣・木綿小児帯」に始まり、「木綿袴・木綿架入・洗張」（第一年二期）、「補糸・木綿織・木綿夜具・木綿袴」（第二年一期）、「絹紬・羽織・男女帯・小物縫」（第三年二期）²⁶⁾等となっている。松操私塾の教則内容はこの宮城師範学校女子師範科の裁縫科の内容に「小笠原流女礼」²⁷⁾を加えたものであったと思われる。

明治16年度の宮城県学事年報はこの松操私塾に関し次の如く叙している。

「松操私塾ハ専ヲ裁縫ヲ主トシ兼テ小笠原女礼ヲ教授シ女子ヲ育成スル目的ヲ以テ朴沢三代治ナル者ノ

私宅ニ於テ之ヲ設置ス、十六年中卒業生五十三人アリ内小学校裁縫教師ニ採用センモノアリ自ラ県内女子ノ風化及家庭教育ノ幾分ヲ補フ」²⁸⁾

松操私塾が裁縫教師の養成に重要な役割を果たしたことが窺われる。その後の松操私塾の発展ぶりは、例えば開業以来明治28年、つまり朴沢三代治が病を得て歿するまでの16年余りの間に1,373名の卒業生を輩出したこと、²⁹⁾ 或いは「生徒雲集前後約八千人、松操学校の名遠近に轟き遠く中国九州より笈を負いて来り学ぶものあるに至る」³⁰⁾ との多少誇張をこめた表現においてその一端を知ることができる。

V 女子教育の先覚者・一斉教授法の開発者としての朴沢三代治

朴沢三代治は、明治13年（1880）に『裁縫教授掛図』を、同15年（1882）には『衣服名称掛図』を作製出版し、更に明治17年（1884）には『裁縫教授書』を著わした。³¹⁾ 特に『裁縫教授書』は明治初期における裁縫科教科書の代表的なものとされている。いわゆる「朴沢流」は、これら一連の著作を通してみられる朴沢三代治の裁縫教育の教授法の原理を指して用いられる用語である。その朴沢三代治の主著『裁縫教授書』³²⁾ の全容を理解するために以下に主な項目を列挙しておこう。

(イ) 凡例

- 一、素縫布及袖口布は白木綿糸を以て名前を縫はしめ、糸巻、尺度術台、鋏（札付）等も総て名前を記さしむべし。
- 一、裁縫用具図の外に備へ置くべきものは、張板・伸し蒲団・伸し薦・たらい等なり。
- 一、尺度は各地方多くは鯨尺を用ふと雖ども、又地方により専ら曲尺を用ふる処もあれば、為に鯨尺と曲尺とを併せて出し置たるが、巻中往々鯨と曲との寸に於て少差あることあり。是は捨入によるものにして、実地裁縫上に聊か差支はあらざるなり。

(ロ) 小学裁縫科教則（中等科）

第六級（素縫及直線）=素縫，尺度数，糸結び，留針，直線

- 第五級（衣服名称及小児帯）=素縫，直線，衣服名称，護守，縫合，単袖縫，伏せ縫，小児帯，丸ぐけ，心入れ。
- 第四級（野引，裁方及単物）=素縫，直線，木綿単物裁方野引，追ぐ捲り縫，縁取り，単物袖縫，同行付け，同裾伏せ，同前縫，木綿単物裁
- 第三級（木綿単羽織及木綿袴）=素縫，直線，木綿単羽織裁ち方野引，同袖縫，同行付け，同袴縫，木綿単羽織実地裁ち縫，木綿袴表裏裁方野引，同袖縫，同行付け，同前縫，同襷揚げ，木綿袴実地裁ち縫
- 第二級（木綿綿入及木綿袴羽織）=素縫，直線，木綿綿入裁ち方雛形野引，同裁切り，同袖縫，同前縫，同襷揚げ，同実地裁ち縫，木綿袴羽織裁ち方野引，同袖縫，同行付，同前縫，同実地裁縫
- 第一級（洗濯及補綴小児衣裳）=素縫，直線，胞着縫方，児童衣裳裁ち方雛形野引，洗濯，張り方，補綴，つぎ物，飾り刺，衣服礼細理

(ハ) 小学裁縫科教則（高等科）

- 第四級（夜具及袴）=素縫，直線，背入夜着，三布五布蒲団雛形野引，同裁方野引，同裁切り，同雛形にて裁縫，袴縫合雛形野引，同襷積及雛形野引，同裁方野引，同腰立野引，同腰立雛形，同実地裁縫，児童袴縫合雛形野引，同襷積取雛形野引，同雛形裁切，同裁方野引，同実地裁縫，裾衣。
- 第三級（小物縫及半物絹紬羽織）=素縫，直線，頭巾，巾着形取り，同実地裁縫，涎掛半物（股引，脚半，腹掛，手桁），同縫合雛形野引，同雛形にて裁方野引，同雛形裁切，同裁方野引，同実地裁縫，足袋，絹紬羽織雛形裁方野引，同裁切
- 第二級（男女帯及絹紬袴）=絹素縫，同直線，絹紬袴，同実地裁縫，同袴入羽織，同実地裁縫，飾り縫，男女帯くけ方，結び物，男女合羽織雛形にて裁縫
- 第一級（帷子，巻物類及袴綿入）=絹素縫，同直線，重ね帷子雛形にて裁縫，比翼仕立，同雛形野引，同裁切同裁縫，巻物類，大幅中幅縮緬幅袴綿入雛形裁方野引，同裁切，袖縫同前縫，同襷揚げ，同実地裁縫，広棧裏付袴雛形にて裁方野引，同裁切，同裁縫，簾・幕・暖簾の類雛形にて野引，同雛形裁縫，衣服礼基

裁縫技術は「裁つこと」と「縫うこと」に大別されるが、江戸時代のその教授の方法は個人が、師匠が示した技術を模倣し反復することを通してその技術を習得するというのが最も一般的な方法であり、寺子屋における「読書算」教授の方法もほぼ同様であった。しかし多人数で組織されている「近代学校」での教育においては、一般に学級教授を可能にする教育の方法が採用されることが要求される。

それは裁縫の教授においても事情は全く同じである。つまり裁縫塾的な教授形式を学校裁縫教育の方法として脱皮することが、近代学校において裁縫科教育が成立するための不可欠の条件である。そのためには裁縫科の教材の選択と排列が系統化され、その教授の過程と指導法が定式化されることが必要となってくる。朴沢三代治が「掛図」を考案作成し、「教授書」を著わしたのは、裁縫を学級学校において一斉教授を可能にするための努力の軌跡に外ならなかったといえよう。

裁縫の急所である襟・袖・襷などの部分縫を反復練習することによって総合縫への準備を計るとというのが朴沢三代治が提唱した裁縫教授の方法であり、運針法を基礎とした裁縫教授が彼の方法であった。その方法を可能にするために、教材の徹底した分析・選択と、それに基づく教材の系統化がすすめられなければならないが、『教授書』は、その成果であったといえよう。

朴沢三代治は運針法と部分縫を基礎とした裁縫教授の方法を確立することによって「わが国の裁縫教育に革新的な一斉教授法を創始した」³³⁾といわれるのは上述した意味においてである。

一人の教師が、学級の全生徒に対して、同時に、同一の教育内容を教授する一斉教授法がわが国に導入されるに至ったのは明治初年、即ち東京師範学校において、スコット(M. M. Scott)を通してアメリカの学級教授、一斉教授の形式が導入された時期が端緒とされ、それがわが国の学校教育において現実化するのには明治10年代も半ば以降のことであるとされている。そし

て、その一斉教授法は欧米における教授法の外形的な移入によってわが国に誕生したというのが通説となっている。³⁴⁾しかし朴沢三代治は既に明治10年代初頭において裁縫教授に一斉教授を採用していたのであり、それは欧米における教授法の外形的移入によって為されたものではなかった。江戸時代以来の伝統的な裁縫塾における教授法を学校裁縫教育へと脱皮させることによって一斉教授法を開発し、それを体系づけたのである。

朴沢三代治が裁縫教育において試みた一斉教授法が、他の教科教育にどれほど有効的に機能しうるものであったか、それは今後の研究課題として残されるが、わが国における教授法の歴史に新たな一頁を加えるものであることは確かである。朴沢三代治が松操私塾の実践を通して考案した裁縫教授の方法は、彼の門下生たちによっていわゆる「朴沢流」として全国的な規模で伝播され普及・定着していった。³⁵⁾そのことによって伝統的な裁縫塾的教授法から容易に脱皮することができなかった裁縫教授が学校裁縫教育へと一大転換を遂げるに至ったのである。

朴沢三代治が試みたその裁縫教育の歴史的意義を、一方においてはわが国の近代以降の教授方法の歴史的役割において、他方においては家庭科教育の歴史或いは女子教育の歴史という、より新たな地平において再評価を試みることが、今日改めて重要なことと考えるのである。小稿はその一つの私的な試みである。

(昭和51年10月稿)

<付記>

本稿は筆者の多年にわたる一連の「東北地方を主要な対象とした明治前期地方(地域)教育史の研究」の一環をなすものである。併せて本稿は、昭和51年度文部省科学研究費補助(総合研究A)「明治前期における地方教育史の比較研究」(代表青山学院大学仲新教授)を得ての研究成果の一部を含むものであることを明記しておきたい。

註

- 1) いわゆる「学制序文」である。『明治以降教育制度発達史』第一巻 pp. 276-277.

- 2) 江戸時代の教育史一般を概述したものとしてはさしあたり石川謙『日本庶民教育史』（1972年玉川大学改訂版）、山下武『江戸時代庶民教化政策の研究』1969、R. P. ドーア著松居訳『江戸時代の教育』1970等を参考とした。また女子教育については志賀匡『日本女子教育史』1970、土屋忠雄『女子教育の歴史』（『教育文化史大系』⑤）1954等を参照。
- 3) 「近代学校」にも拘わらず身分差別・男女差別が存続した事実を実証する研究としては、汲田克夫「愛媛県における『学制』体制の諸側面」（『教育学研究』第31巻第3号所収）のほか、部落学校に関する先駆的研究を続けられている安川寿之輔氏のものがある。例えば、安川「近代学校における身分的差別」（『教育学研究』第38巻第3号）同「未解放部落の教育史的研究」（『世界教育史大系』③日本教育史Ⅲ）等である。
- 4) 『文部省年報』所収「宮城県学事年報」明治7年～同10年度分所載の学校一覧により集計。
- 5) なお全国と東北地方各県の就学状況の比較については拙稿「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界」（『秋田県教育史研究』第7号所収）において考察した。参照いただきたい。
- 6) 女子就学の不振についてはこれまでもしばしば指摘されてはいる。しかしその原因や実態を実証する研究は必ずしも活発ではなかった。この点長野野の場合について考察を試みた神津善三郎氏の著書『教育哀史』（1975）は極めて注目される。
- 7) 『文部省第5年報』所収「秋田県学事巡視功程」p. 20.
- 8) 『文部省第5年報』所収「宮城県学事年報」p. 346.
- 9) 女工学校・女紅学校・女工場等に関しては前掲神津善三郎『教育哀史』第三章に若干触れられているほか、最近の坂本清泉・坂本智恵子両氏による一連の「女紅場の研究」がある。（『別府大学紀要』第15・16集所収）
- 10) 「学制」第21章及び同第26章、『明治以降教育制度発達史』第一巻、pp. 282-283.
- 11) 「手芸」内容の歴史の変遷については、主として常見育男『家庭科教育史』（増補版）1972、を参考にした。
- 12) 宮城県学事関係文書（686）明治9年小学校関係綴。
- 13) 宮城県学事関係文書（687）明治11年小学校関係綴、なお若生精一郎の宮城県における教育史上における事跡とその役割については、拙稿「自由民権運動の教育史的意義に関する若干の考察」（『教育学研究』第39巻第1号所収）のほか、一連の筆者の「自由民権運動と教育」関係稿において述べた。参照いただきたい。
- 14) 『文部省第6年報』（明治11年）所収「宮城県学事年報」p. 49.
- 15) 宮城県史料(7)（内閣文庫「府県史料」、雄松堂マイクロフィルム版）、なお、明治前期宮城県の教則変遷の過程については拙稿「明治10年代における教育政策の転換とその地方への浸透過程」（『仙台大学紀要』第5集所収）参照の事。
- 16) 註14) に同じ。
- 17) 『文部省第5年報』（明治10年）所収「宮城県学事年報」p. 346.
- 18) 前掲 常見育男『家庭科教育史』p. 109.
- 19) 本一覧は、主として宮城県学事関係文書（1039）家塾願綴（明治6年～明治8年）によって作成したほか「宮城県学事年報」、「宮城県史料」、『仙台市史』（第4巻、1951）、『宮城県史』（第11巻1959）、『宮城県教育百年史』（第1巻1976）等を参照した。
- 20) 中等教育・青年期の教育に関しては、主として宮原誠一『教育史』1963、同『青年期の教育』1966、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』（第三巻・四巻・七巻）、1974、等を参考とした。また「自由民権運動と教育」との関連で最近特に注目されている学舎・学塾等については例えば、影山昇「明治初年の土佐派自由民権結社『立志社』と『立志学舎』の教育」（『愛媛大学教育学部紀要』第18巻第1号）、鹿野政直「一民権私塾の軌跡」（『思想』536号）小松周吉「自由民権運動における学習活動」（『世界教育史大系』第1巻所収）等の論稿がある。
なお、拙稿「明治10年代における地方教育の自由主義化の動向」（『宮城論叢』創刊号、'76年12月刊所収）においても若干触れた。併せて参照いただきたい。
- 21) 宮城県学事関係文書（1039）家塾願綴、なお、小々高強は若生精一郎と同期の師範学校卒業で郡部で教職を歴任、明治18年には木町通小学校に赴任した。その間「本立社」に属し自由民権運動にも参加した人物である。英学塾は在郷青年の啓蒙機

- 関として開かれたものと思われる。
- 22) 私塾家塾などともに同時期「夜学校」設立も盛んであった。その具体的動向については『宮城県教育百年史』第一巻（明治編）第二部第四章第二節参照のこと。併せて小塚三郎『夜学の歴史』1965、参照。
- 23) 朴沢三代治の極めて概略的な紹介が、菊田定郷『仙台人名大辞書』（昭和8年刊）、宮城県教育会『郷土人物伝』（昭和4年等）にみられるが、本稿で展開した事跡については必ずしも正確に記録されていない。いずれ正確な「年譜」が作成され、詳細な『伝記』の類が編まれることが期待される。また「朴沢多記、寿墨堂、元荒町良覚院、文化2年—文化5年、読書・習字」と記録された寺子屋との関係などについても明確にされる必要がある。、『日本教育史資料』巻八 p. 637）、なお仙台師範学校については拙稿「宮城県伝習学校の成立について」（『教育思想』第2号所収）、同「明治初期東北地方における教員養成機関の成立過程」（『仙台大学紀要』第7集所収）、同「近代教育制度の発足」（『宮城県教育百年史』第一巻所収）等を参照いただきたい。
- 24) 宮城県学事関係文書（723）願伺届綴（明治15年）。
- 25) 同上文書、回答文は「調査致候処不都合ノ儀無之私塾開業聞届候事」（原文朱書）とある。
- 26) 宮城県史料(1)明治12年。
- 27) 『文部省第11年報』（明治16年）所収「宮城県学事年報」p. 384.
- 28) 同上
- 29) 前掲『宮城県教育百年史』第一巻（明治編）p. 669.
- 30) 前掲『仙台人名大辞書』p. 933.
- 31) 裁縫関係の書目については前掲常見育男『家庭科教育史』のほか海後宗臣・仲新編『日本教科書大系』第27巻（習字その他）1967、所収解説を参照。
- 32) 正確な書名は『小学中等科裁縫教授書』であるが、一般には「裁縫教授書」と略称されている。
- 33) 前掲『宮城県史』第11巻 p. 347.（執筆菊地勝之助）
- 34) わが国における教授法（教育方法）の歴史については、稲垣忠彦『明治教授理論史研究』1970、平松秋夫『明治時代における小学校教授法の研究』1975、等を参照。
- 35) 例えば、長野県における裁縫教育の推進に活躍した朴沢門下生片柳なお等の例がある。（『長野県教育史』第5巻（教育課程二）にその詳しい論述がある。）朴沢門下生の全国的な分布状況とその具体的活動については今後の研究課題としたい。また朴沢三代治と並び称された裁縫教育の先覚者渡辺辰五郎との比較考察も課題としたい。

The education of Women in the Early Years of Meiji Era and Miyoji Hozawa

Masahiro CHIBA

The purpose of this paper is make analysis of the establishment of Modern School in the early years of Meiji Era and the process of setting of the Shoso private school, a school of needlework which was established by Miyoji Hozawa.

The public educational system in Japan was set in 1872's Act, called "Gakusei". Japanese education set out the road to modernization.

The Act appealed "from now on there should be no illiterate person in any class of people, peers, Samurai, farmers, craftsman and women., Thus modern education based on the idea of equality of the sexes was begun.

This was an epoch-making fact in the history of Japanese education.

But, inspite of started principle of the equal opportunity of Education under the modern school, inequality by social status and sex existed which was a refletion of the social structure of that age.

There were difficulties, however, in accepting applicants for the modern school for women. The situation was even much worse in rural areas.

In 1879, Miyoji Hozawa established a private school, it was called Shoso-shi-juku (a school of needlework for women). It's school teached girl sewing and manners.

He played a large role for education of women. He was called a pioneer to teach women sewing in the history of Japanese in the Meiji Era.

The contents of this paper are as follow ;

- chapter I. Education of Women at the Miyagi Prefecture in the early years of Meiji Era.
- chapter II. The begining of education to teach sewing.
- chapter III. Establishment of private school.
- chapter IV. Shoso private school by Miyoji Hozawa.
- chapter V. Miyoji Hozawa, as a pioneer to teach women sewing and a Great Educator.